

会員利用規約  
(施行 令和5年12月7日)

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、PEACH FITNESS(ピーチフィットネス)（以下、「当社」といいます。）が運営する、セミパーソナルトレーニング、女性美容（よもぎ蒸し）、食事指導の各種サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関し、当社と本サービスをご利用されるお客様（以下、「会員」といいます。）との間に適用されます。

(定義)

第一条 本規約において使用する用語は、以下の意味で使用するものとします。

一 「本サービス」

当社が会員に対し、提供するセミパーソナルトレーニング、女性美容、食事指導及びそれに付随するサービスをいいます。

二 「本規約」

当社と会員との間で、本規約に基づいて締結した契約をいいます。

三 「施設等」

本サービスで使用するトレーニング施設（設備、器具、更衣室、その他付随する当社の施設等を含む）をいいます。

(会員の定義)

第二条 本サービスは、本規約に同意のうえ、所定の方法で申込み、当社が承諾することで、会員として利用できるものとします。なお、18歳未満の方につきましては、親権者（法定代理人）の同意が必要となります。（中学生以下の方のご利用はできないものとします。）

2 会員は、申込み情報の項目に関して虚偽の申告をしないものとします。

3 会員は、申込み情報に変更が生じた場合、速やかに当社に連絡するものとし、所定の変更手続きを行うものとします。

4 会員が前項の変更手続きを怠り、当社から連絡・通知等が届かない場合であっても、これにより会員の被った損害等には、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 以下の事由に該当する方は、本サービスの利用をお断りする場合があります。

一 過去に本規約に違反し、利用をお断りされた方

二 本サービスの提供を受けることにより健康状態が悪化する恐れのある方

三 前各号のほか、本サービスの秩序を乱す恐れがあると認められる合理的理由のある方

6 本サービスは、健康の維持増進及び美容への効果及び改善を示唆する科学的根拠に基づいておりますが、絶対的な効果を保証するものではないことを会員は了承したうえで入会するものとします。

(料金体系、各種サービス及び営業時間)

第三条 入会金・各プラン料金は、「料金体系（料金メニュー）」の金額によるものとし、各種サービス（よもぎ蒸し及びホワイトニング等）の内容は、当社所定の各種サービス表又はプランメニューによるものとします。

2 入会金・各プラン料金は、当社所定の方法でお支払いいただきます。

3 一度納められた入会金、各プラン料金は、原則返金致しません。ただし、退会等により返金を必要とする事由が会員の不可抗力による場合は、この限りではありません。

4 妊娠の影響により退会する場合は、原則返金しないものとします。ただし、当該会員が妊娠の影響により退会に至る可能性を予見できず、かつ、医師の診断書または意見書の提示があった場合はこの限りではありません。

5 月の途中に入会した場合は、当社の提供する各プランは、入会日から日割りで清算します。

6 各プランは、契約期間満了日の属する月の前月10日までに、会員から当社所定の方法により更新しない旨の申出がない場合には、同一条件にて1か月ごとに自動更新されるものとします。会員が契約を終了する場合は、当該期日までに当社の店頭、当社所定のアプリ、LINE又は電話にて連絡するものとします。

7 本施設の営業日、営業時間及びスタッフ常駐時間等については、当社が店舗ごとに別途定めるものとします。

8 会員はスタッフ不在時においても通常通り施設等を利用するものとします。

(月額プラン（ライトプラン及びライト＋サポートプランに限る）における中途解約)

第三条の二 月額プラン（ライトプラン及びライト＋サポートプランに限る）の契約期間は、契約開始日から起算して1年間とし、会員は当該契約期間内において中途解約をすることができないものとします。

2 前項の契約期間内に会員の都合により退会または解約を希望する場合には、当該契約期間満了日までの残存期間に係る月額料金相当額の50%に相当する金額（以下「違約金」といいます。）を一括して支払うものとします。

3 前項の違約金の支払いが完了した場合に限り、当社は当該会員の退会または解約を認めるものとします。

4 月額プランは、契約期間満了後、第三条第6項の定めに従い更新されるものとします。

(支払いについて)

第四条 当社への入会金及び各プラン料金の支払いは、クレジット決済、ペイペイ決済、現金決済、口座引落または銀行振込のいずれかによります。休会時の支払いは、本規約第十九条2項の方法によります。

(キャンセル)

第五条 会員は、予約したトレーニング日時をキャンセルする場合は、トレーニング開始時刻の1時間前までに当社所定のアプリ、LINE又は電話にて連絡するものとし、別に申し出た日時に空きがある場合は、適宜振替させていただきます。なお、トレーニング日時の予約は当社所定の方法により行うこととします。

2 会員は、無断キャンセルがないよう努めるものとします。

3 回数券使用に伴うキャンセルにあつては、当該回数券使用分は使用済みとして取り扱うものとします。

(遅刻)

第六条 予約したトレーニング時刻に遅刻した場合は、当初予定していたトレーニングの残りの時間のみのトレーニングに参加できるものとします。また、予約状況等により次の時間でトレーニングが受けられない場合があり、会員はこれを承諾するものとします。

(権利の帰属)

第七条 本サービスに関する知的財産、著作権等を含む一切の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、当社又は著作権を有する第三者に帰属します。

(施設等利用時の禁止事項)

第八条 当社は、施設等の利用において、会員による次の各号の行為を禁止します。

- 一 酒気を帯びての利用
- 二 賭博行為、勧誘、セールス行為、無許可のアンケート協力、及びそれに類似する行為等で、他の会員に迷惑を及ぼす行為
- 三 他人及び提携施設に関する誹謗中傷行為
- 四 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- 五 施設等利用時に暴力的な発言や大声を発する行為
- 六 痴漢、覗き、露出等の違法行為や迷惑行為
- 七 所定の場所以外で飲食、喫煙をする行為
- 八 危険物や動物の持ち込み
- 九 施設等に落書きや造作をする行為
- 十 故意に器具を床に落とすなどして、音をたてるまたは振動を与える行為
- 十一 会員が通常利用する場所以外へ立ち入ること
- 十二 トレーナー及び当社スタッフの指示に反する行為
- 十三 無許可での各種設備設定の変更（空調、照明、音響等を含むがこれに限らない）
- 十四 当社及び提携施設のスタッフ及び関係者に対する退職及び転職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他のこれらに類似する行為
- 十五 営業妨害とみなされる行為
- 十六 運動に適さない服装等でのトレーニングの実施
- 十七 正当な理由なく他者の所持品に触れること
- 十八 他の会員又はビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、又はこれに類似した活動を行うこと
- 十九 本規約に基づき本施設等の利用を認められていない者を同伴させること
- 二十 タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること
- 二十一 本施設等の秩序を乱し、又はその名誉、信用若しくは品位を傷つけること
- 二十二 会員が本施設裏口から出入りすること
- 二十三 当社の運動器具以外の備品等を使用すること（例：冷蔵庫の使用）
- 二十四 故意又は重大な過失による施設等の破壊行為
- 二十五 その他、本サービスの目的にそぐわない行為

(入場禁止・退場等)

第九条 当社は、会員が次の各号に該当する場合、本サービスの利用をお断りし、又は施設等への入場を該当事由が解消されるまで禁止することができるものとします。

- 一 前条各号に該当する方
- 二 医師から運動を禁じられている方。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではありません。
- 三 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される方
- 四 外傷、皮膚疾患、伝染病等を有する方
- 五 暴力団員、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方
- 六 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全を脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方
- 七 社会通念上、前二号に該当すると思われる行為、言動、外見・身なりをされている方
- 八 他の利用者に迷惑をかけると判断される場合
- 九 前各号の他、本規約に違反し当社の指示に従わない方

(健康管理)

第十条 当社は、会員の健康状態または運動の範囲や程度を判断することはできません。健康状態及び運動のできる範囲や程度に関しては、会員の自己の責任と判断で行っていただくものとします。

2 当社は、伝染病・感染症等の拡大が懸念される場合、会員に対して検温・消毒液での手洗い等の措置を実施できるものとし、本サービス提供の停止、または日程を変更する場合があります。

(免責・損害賠償)

第十一条 当社の帰責事由なく発生した次の各号及び各項の会員の損害等に関し、当社は債務不履行、不法行為等の一切の責を免れるものとし、会員は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

- 一 本規約第十条（健康管理）、第十二条（本規約の解除）、第十三条（本サービスの提供の停止及び終了）、第十八条（本規約の変更）に起因する会員または第三者の損害
- 二 本サービス利用中に起きた会員の怪我、筋肉痛、障害、病気、持病等の発生、その他一切の健康状態の変化
- 三 トレーナーの行う正当な指導行為に基づき発生する会員の精神的・肉体的疲労や苦痛
- 四 本サービス利用中に起きた盗難または紛失等

#### 五 会員間の紛争、会員と第三者の紛争

- 2 当社の施設等利用に際して、本人が生じた人的（筋肉痛・怪我）、物的事故について当社は一切の責任を負いません。ただし、当社に帰責事由がある場合はこの限りではありません。
- 3 会員が当社の施設等利用に際して、当社または第三者に損害を与えた場合、会員が速やかにその賠償の責に應じるものとします。ただし、事故または損害を与えた原因が明らかにトレーナー若しくは当社スタッフの過失、または器具類の不具合による場合はこの限りではありません。

#### （本規約の解除）

第十二条 当社は、会員が支払うべき本サービスの料金を支払わない場合、その他本規約に違反した場合は、その旨を通知したうえで、会員に対する本サービスの提供を停止または解除できるものとします。

#### （本サービス提供の停止及び終了）

- 第十三条 当社は、会員が第八条（施設等利用時の禁止事項）の各号、第九条（入場禁止・退場等）の各号、及び第十条（健康管理）第2項に記載する事由のいずれかに該当する場合、またはこれらの事由に該当する恐れがあると認められた場合、当該会員に対し、通知したうえで、本サービスを終了することができるものとします。
- 2 当社は、会員に対し、一定の予告期間を設けて通知したうえで、本サービスを終了することができるものとします。この場合、本サービス終了時に、本規約も終了するものとします。

#### （個人情報の取り扱い）

- 第十四条 当社は、会員の個人情報の管理に関し、個人情報保護法を遵守するものとします。
- 2 会員は、当社が次の各号の目的で、会員の個人情報を収集、利用することに同意します。
    - 一 当社が会員に対し、新サービスの紹介、本サービスの内容の変更のためのメール配信に利用する目的
    - 二 当社が得られた情報をもとに統計資料を作成する目的
    - 三 当社が会員に対し、当社の提携先の商品・サービス等の情報を配信する目的
  - 3 会員は、当社が第三者に対し、個人情報の全部または一部の管理を委託することに同意するものとします。
  - 4 当社は、会員自身の同意なしに前項の第三者以外に開示・提供することはありません。ただし、裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合、及び、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、会員ご自身の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。
  - 5 当社は、個人情報保護法が改正された場合、変更後の法律を遵守するものとします。

#### （権利義務の譲渡の禁止）

第十五条 会員は、本規約に係るいかなる権利または義務も第三者に移転または譲渡することはできません。

#### （施設等の利用制限）

- 第十六条 天変地異、法令の制定改廃、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、当社は、施設等及びサービスの全部若しくは一部を廃止し、またはその利用を制限することができます。
- 2 施設等の改造、改変、整備などを行う場合、または経営上必要があると認められる場合は、当社の施設等の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービスの提供を制限することができます。
  - 3 前二項の告知は、施設内掲示等により行います。施設等の管理上やむを得ない場合には、あらかじめ告知のうえ、休業することがあります。その告知は原則として、施設の掲示等により行いますが、やむを得ない臨時休業についてはこの限りではありません。
  - 4 前三項の場合、会員は当社に対し、損害賠償等一切の請求ができないものとします。

#### （忘れ物）

- 第十七条 当社での拾得物については、1か月保管した後、処分いたします。
- 2 前項の処分について当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### （本規約の変更）

- 第十八条 当社は本規約に基づいて会員が納入すべき料金などを諸般の事情により変更することができます。
- 2 前項の場合、当社は原則として1か月以上前までにその内容を会員に書面（電子メール等の電磁的方法を含む）で通知するものとします。

#### （休会）

- 第十九条 会員は、休会する場合は、休会する月の前月10日までに当社の店頭にて直接所定の書面にて申告するものとします。最大3か月まで休会可能となります。3か月を過ぎると自動的に退会となります。また、休会による各プランの期間延長はありません。ただし、月額プラン（ライトプラン及びライト＋サポートプランに限る）については、本条の規定は適用しないものとします。
- 2 休会時は、1か月毎に2,000円（税込）のお支払いをいただきます。支払い方法は、クレジット決済、ペイペイ決済、現金決済、口座引落または銀行振込の方法によります。振込み手数料については、民法四八四条、四八五条を準用し、会員負担とします。
  - 3 休会の申告時に当社から会員に対し請求書をお渡しします。
  - 4 休会時のお振込み期限は、毎月当月分を20日までにお振込みするものとします。

#### （プランの変更）

- 第十九条の二 会員は、プランの変更をする場合は、プランの変更をする月の前月10日までに当社の店頭にて直接所定の書面にて申告するものとします。
- 2 前項の期日までに申告がない場合は、プラン変更の意思がないものとして、従前どおりのプランを継続するも

のとします。ただし、従前のプランの期間が終了する場合は、この限りではありません。

(退会)

第二十条 会員は、契約期間途中で退会する場合は、退会する月の前月 10 日までに当社の店頭にて直接所定の書面にて申告するものとします。ただし、月額プランについては第三条の二の定めに従うものとする。

2 前項の期限までに退会の連絡がない場合は、翌月も継続の意思があるものとみなします。

(反社会的勢力の排除)

第二十一条 会員(会員の法定代理人を含む)は、暴力団、暴力団関係団体その他の反社会的組織、暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と、何らの関係も有しないことを誓約します。

2 前項に違反する事実が発覚した場合、当社は本規約に基づく契約を無催告で解除することができ、かつ、これにより被ったすべての損害の賠償を、当該会員に請求することができるものとします。

(スタッフ不在時の出入り)

第二十二条 スタッフ不在時の本施設への出入りは、当社所定のシステム等(以下、「当社システム等」といいます。)を利用するものとします。

2 当社システム等は、交付された会員本人又は当社が認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。

3 会員は、当社システム等を第三者に貸与することはできません。万一、当社システム等を貸与した場合は第九条に基づく入場禁止・退場等の対象となります。

(緊急時対応)

第二十三条 本サービス及び本施設等利用時における緊急の際は、当社スタッフの指示に従うものとします。

2 当社スタッフ不在時の緊急連絡先は、別途定めるものとします。

(会員資格の譲渡禁止等)

第二十四条 当社の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為若しくは相続その他の包括承継はできません。

(準拠法)

第二十五条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第二十六条 当社と会員との間で疑義または争いが生じた場合は、誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には、訴額に応じ那覇地方裁判所または那覇簡易裁判所を専属の管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和 5 年 12 月 7 日から施行します。

附則

本規約の改正は、令和 6 年 9 月 1 日から施行します。

附則

本規約の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

附則

本規約の改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行します。

附則

本規約の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。